

見積参加希望者 様

独立行政法人水資源機構 分任契約職
筑後川上流総合管理所長 前田 剛宏
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 一般廃棄物収集運搬処理単価契約(事業推進室)
- 2 履 行 場 所 福岡県朝倉市菱野1142 寺内ダム再生・筑後川水系ダム群連携事業推進室
- 3 履 行 期 間 令和7年10月1日 から 令和8年9月30日 まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加条件 別添仕様書の業務が実施可能であること。かつ、朝倉市から一般廃棄物収集運搬許可(旧朝倉町区域)を受けた事業者であること。
- 3 見 積 書 等
 - 1)様 式 等 見積書の様式は別記様式1のとおりとし、見積書には見積年月日並びに見積者の住所、会社名及び代表者名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り、ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2)提出方法 電子メール、ファクシミリ装置による通信、持参又は郵送による。(※電子メールアドレス、FAX番号は4)に記載のとおり)、なお、電子メールによる場合は、送信メールの件名見積依頼書の件名を記載してください。
 - 3)提出期限 令和7年9月30日 15時 まで
 - 4)提 出 先 独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所
TEL 0946-25-0113
FAX 0946-25-0133 又は 0946-25-0116
メールアドレス nyukei_chikugojouryu@water.go.jp
 - 5)担 当 者 経理課 見上
 - 6)質 問 書 令和7年9月24日 12:00 まで
提出期限 ※質問書の回答については、翌日15時までにホームページ上に掲載します。
 - 7)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴収において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年10月1日 15時までとします。
 - 8)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載して下さい。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積り額の無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 5 そ の 他
 - 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2)請負代金の支払いについては、一月ごとに履行確認後、支払となります。
 - 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。
 - 4)契約にあたっては本業務1か月あたりの単価契約とします。見積書の提出にあたっては、仕様書条件下での1か月あたりの単価を明記し、12か月分を積算し総価でご提出下さい。

く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

- 1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。
- 2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積依頼書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
〇〇工務店	¥500,000-	0	123	$123 + 4 = 127$ $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$ 余り「1」とくじ用順位「1」が合致する $\Rightarrow$ △△組が契約の相手方となる
□□工業	¥600,000-		999	
△△組	¥500,000-	1	4	

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
〇〇工務店	¥500,000-	0	123	$123 + 4 + 1 = 128$ $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$ 余り「2」とくじ用順位「2」が合致する $\Rightarrow$ ◎◎工業が契約の相手方となる
□□工業	¥600,000-		999	
△△組	¥500,000-	1	4	
◎◎工業	¥500,000-	2	1	

別記様式Ⅰ

見 積 書

年 月 日

独立行政法人水資源機構
筑後川上流総合管理所 様

住所
会社名
代表者名

件 名 一般廃棄物収集運搬処理単価契約（事業推進室）

業務場所 福岡県朝倉市菱野1142
独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所
寺内ダム再生・筑後川水系ダム群連携事業推進室

（税抜）

項目	数量(①)	月額単価(②)	金額(①×②)
一般廃棄物収集処理	12ヶ月		

一般廃棄物収集運搬処理単価契約（事業推進室） 仕様書（案）

1. 業務内容

本業務は、独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 寺内ダム再生・筑後川水系ダム群連携事業推進室において排出される一般廃棄物を収集処理するものである。

2. 契約期間

契約期間は、令和7年10月1日から令和8年9月30日までとする。

3. 収集場所

福岡県朝倉市菱野 1142

独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所
寺内ダム再生・筑後川水系ダム群連携事業推進室

4. 収集

- (1) 可燃ゴミ : 週2回以上
- (2) ビン類 : 月1回以上
- (3) カン類 : 月1回以上
- (4) 不燃ゴミ : 月1回以上

5. 予定数量

本業務の予定数量は次のとおりとする。ただし、この数量は確約するものではなく増減することがある。軽微な数量の増減については精算しないものとする。

- (1) 可燃ゴミ : 月当たり 450袋: 20袋
- (2) ビン類 : 月当たり 450袋: 2袋
- (3) カン類 : 月当たり 450袋: 2袋
- (4) 不燃ゴミ : 月当たり 450袋: 2袋

6. 内容の追加等

廃棄物の内容に追加等がある場合、発注者及び受注者にて協議を行うものとする。

7. 廃棄物の処理

廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、受注者の責任において適切に処理を行うものとする。

8. 損傷等

本業務の履行にあたって、庁舎施設等に損傷・汚損を与えないよう十分留意すること。損傷等を与えた場合は速やかに担当職員に報告するものとし、担当職員の指示に基づいて受注者の負担により、速やかに原形復旧を行うものとする。

9. 支払

請求書は月末締めとし、数量をとりまとめ請求書を提出すること。発注者は、請求書を受領してから30日以内に、銀行振込により支払うものとする。

10. その他

その他、この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、受注者は必要に応じて担当職員と協議するものとする。

以 上